

平成 3 0 年

小 牧 市 議 会

第 2 回 臨 時 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提出予定議案

条 例 案	2 件
補 正 予 算 案	1 件
計	3 件

議案目次

条 例 案

90 小牧市パワーハラスメントの疑いに係る第三者委員会条例の
制定について……………1

91 小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者
委員会条例の制定について……………2

補正予算案

92 平成30年度小牧市一般会計補正予算（第4号）……………3

条 例 案

(議案第 90 号)

小牧市パワーハラスメントの疑いに係る第三者委員会条例の 制定について

- 1 この条例は、小牧市パワーハラスメントの疑いに係る第三者委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 委員会は、死亡により退職した元小牧市情報システム課職員に関し、勤務実態、パワーハラスメントの有無等について、市長の諮問に応じ、事実関係の把握及び解明のための調査審議、再発防止策の提言等を所掌する。
- 3 委員会は、委員 3 人で組織する。
- 4 委員は、弁護士その他調査審議等のために必要な専門知識及び経験を有する者のうちから、市長が任命し、調査審議等が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。
- 6 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、委員及び調査員の報酬の額はそれぞれ 1 時間当たり 11,000 円とし、その支給方法は委員及び調査員が月の初日からその月の末日までの間に職務に従事した時間数により計算した額を翌月 25 日までに支給する方法とする。
- 7 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(議案第91号)

小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者
委員会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る第三者委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 委員会は、子育て世代包括支援センター等整備工事監理業務委託契約及び（仮称）小牧市こども未来館整備工事設計業務委託契約に関し、職員による予定価格及び設計金額の漏えいの有無等について、市長の諮問に応じ、事実関係の把握及び解明のための調査審議、再発防止策の提言等を所掌する。
- 3 委員会は、委員3人で組織する。
- 4 委員は、弁護士その他調査審議等のために必要な専門知識及び経験を有する者のうちから、市長が任命し、調査審議等が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。
- 6 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、委員及び調査員の報酬の額はそれぞれ1時間当たり11,000円とし、その支給方法は委員及び調査員が月の初日からその月の末日までの間に職務に従事した時間数により計算した額を翌月25日までに支給する方法とする。
- 7 この条例は、公布の日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

補正予算案

(議案第92号)

平成30年度小牧市一般会計補正予算(第4号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
57,614,345	4,840	57,619,185	前年度繰越金 4,840

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
57,614,345	4,840	57,619,185	パワーハラスメントの疑いに係る第三者委員会 委員・調査員 2,420 業務委託契約における情報漏えいの疑いに係る 第三者委員会委員・調査員 2,420